

報道取材情報（沼津市）

令和2年3月18日（水）発表

名称等	沼津市手話言語条例の制定を記念し記念撮影を行います		
実施日時	令和2年3月19日（水曜日） 本会議閉会后		
場所	沼津市議会 本会議場		
担当	市民福祉部 障害福祉課		
	直通	055-934-4829	内線 3141

1 内容

沼津市議会令和2年2月定例会において、議員発議による「沼津市手話言語条例」が提案され、成立する見込みとなっております。

これを記念し、本会議終了後、本市のろう者等及びろう者等の関係団体の有志と、市議会議員とが本会議場にて記念撮影を行う予定ですので報道方よろしくお願いたします。

2 経緯・経過

沼津市議会では、令和元年6月に「沼津市手話言語条例検討協議会」を設け、当事者をはじめとする関係者等の意見を聞きながら、条例案を検討してきました。

このたび、条例が制定される見込みとなったことから、ろう者等及びろう者等の関係団体の有志が集まり、市議会議員と条例制定の記念撮影を行うものです。

●参加予定者

- ろう者等及びろう者等の関係団体
- ・沼津市聴覚障害者の会
 - ・沼津市手話通訳者の会
 - ・手話サークル若葉友の会 有志約30人

3 今後の取り組み

市では、令和2年4月1日に沼津市手話言語条例が施行される見込みであることから、令和2年度に、手話言語普及促進事業として、手話及びろう者等に対する理解の促進、手話の普及等の施策に取り組んでまいります。

4 その他

全国で手話言語条例を制定した自治体は、2020年1月29日現在、301自治体です（内訳：27道府県、8区、221市、44町、1村）。

県内の市町では、富士宮市手話言語条例（平成27年12月14日成立、平成28年4月1日施行）が第1号で、浜松市、菊川市、掛川市、御前崎市、焼津市、袋井市、磐田市、森町、伊豆市が続き、現在計10市町が条例を制定しています。静岡県の条例は平成30年3月16日成立、同年3月28日施行となっております。